

令和8年4月3日

日本小児麻酔学会誌投稿規定の改正

「本学会の日本小児麻酔学会誌の論文および学術集会の抄録の著作権に対する対応」が令和8年4月に理事会で承認されたが、この対応に応じての規程の改正。

1. 改正点

現行

9. 著作権及び別刷り

本誌に掲載された論文著作権は日本小児麻酔学会に帰属します。また本会は掲載論文の電子的出版の権利も有します。

別刷りは採択が決まった際に別途請求してください（有料）。

改正後

9. 著作権

本誌に掲載された論文の著作権は、著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含め、日本小児麻酔学会に帰属します。また、著作者は、本誌に掲載された論文等について、学会の運営上通常想定される利用について、著作者人格権を行使しないこととします。転載等の許諾は本学会が行いますが、著作者自身が自身の採択された論文を利用することについて、本会は妨げません。その際は出典（掲載誌名・巻・号・頁）を明記するものとします。

著作物の内容に関する責任は、著作者が負うものとします。本会に投稿された論文／講演の抄録が第三者の著作権その他の権利の侵害の問題を生じさせた場合には、著作者の責任と負担において解決するものとします。

10. 及び別刷り

別刷りは採択が決まった際に別途請求してください（有料）。

以後項目番号は繰り上げます。

2. 改正日

「令和8年4月7日付け」とする。